

福岡県社会福祉審議会 会議録

- 1 開催日時 平成26年6月5日(木) 14:00～15:00
- 2 開催場所 福岡県吉塚合同庁舎特6会議室
- 3 出席委員 縣委員、安部委員、泉委員、上村委員、大城委員、賀戸委員、古賀委員、佐藤委員、杉原委員、立石委員、富安委員、永井委員、中川委員、中芝委員、中島俊介委員、中村委員、長安委員、新村委員、西村委員、花田委員、原委員、半田委員、平田委員、古川委員、松浦委員、松尾委員、松下委員、松永委員、松本委員、三根委員、武藤委員、山口委員、吉田委員(33名)
- 4 欠席委員 中島康晴委員、野島委員(2名)
- 5 議題 審議事項
 - (1) 平成27年度社会福祉施設等の整備方針について
 - (2) 専門分科会の決議を審議会の決議とする件について

6 議事の概要

司会	(福岡県あいさつ) それでは、高橋福祉労働部長からごあいさつ申し上げます。
高橋 部長	【あいさつ】
司会	<p>(新任委員の紹介) 続きまして、昨年6月の本全体会議以降に、新たに審議会委員にご就任いただきました皆様をご紹介させていただきます。 (略)</p> <p>(事務局職員の紹介) 続きまして、本日の会議に事務局として出席しております職員を紹介いたします。 (略)</p> <p>(審議会開始) それでは、ただ今から、社会福祉審議会を始めさせていただきます。</p> <p>開会に先立ちまして、審議会の定足数についてご報告申し上げます。 福岡県社会福祉審議会の委員総数は、35名でございますが、本日は、33名のご出席をいただいております。委員総数35名の過半数に達しておりますので、本審議会は成立していることをご報告申し上げます。 また、本日の会議は、平成19年5月21日に本審議会で決定されました「社会福祉審議会運営要領」に基づき、会議は公開することといたしております。</p> <p>続きまして、お手元に配付しております会議資料につきまして、ご確認をお願いいたします。</p>

	<p>す。本日は、次第、本審議会委員名簿、配席表を一綴りにしたものの、審議事項の資料1から資料4及び参考資料がございます。（以下、資料説明。）</p> <p>本審議会の議長につきましては、福岡県社会福祉審議会規則第6条第1項の規定により、委員長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は杉原委員長にお願いいたします。</p>
杉原委員長	<p>（審議事項） それでは、議事進行をつとめさせていただきます。どうぞご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。 お手元資料の「次第」に沿って進めてまいります。 まず、審議事項「平成27年度社会福祉施設等の整備方針について」です。 本件につきましては、高齢者福祉関連分、児童福祉関連分、障害者・障害児福祉関連分がございますので、順に、事務局から説明をお願いします。 委員の皆様からのご質問、ご意見は、障害者・障害児福祉関連分まで説明を受けた後に、一括してお受けいたします。それでは事務局、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>【高齢者福祉関連分について、資料No. 1に基づき説明】 【児童福祉関連分について、資料No. 2に基づき説明】 【障害者・障害児福祉関連分について、資料No. 3に基づき説明】</p>
杉原委員長	<p>ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、どうぞ。</p>
松尾委員	<p>資料No. 1の9ページですが、申込者の状況で「その他・不明」となっている方々は、具体的にどういったところにいらしたのか、把握していればご説明ください。400名の方々がどこかで生活されていると思います。</p>
事務局	<p>申込みの段階では、所在がわかっていたのですが、現段階ではどこにいらっしゃるか分からないという状況になっています。例えば、家族も異動されたとか、申込まれた時から動かれたといったことで、現在の所在がわかっていない状況です。施設側も申し込まれた後、ずっと、その方の後を追っているということではありませんので、所在不明ということになっております。</p> <p>それと申し込みの段階で、実はどこかの施設に入っていたものの、所在に関する記載がなく、不明になっているものもございます。</p>
松尾委員	<p>すべてを把握するのは難しいと思いますが、数が多すぎると思いますので、なるべく100%に近い状況を把握するようお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>資料の補足ですが、実際に施設に申し込まれた方々の情報を全部取り寄せまして、名前と介護保険番号といったもので、一人の方が数箇所の施設に申し込まれているものは合わせまして、実人員にかなり近いところまで、落としただけでございます。どこかの施設に申し込まれた時点では、所在がわかっていたんですけども、名前を寄せる段階で、その記載がなかったものが出てきたものもあるかと思っております。そのような理由で正確な数字が出ていないところがあります。</p>

杉原委員長	よろしいですか。他にございませんか。
安部委員	資料No. 2 児童分野の3ページですが、母子生活支援施設について、今日の審議には関係ないことかもしれませんが、離婚が増えたりだとか、母子家庭の様々な窮状があったり、人数が増えたりして、母子生活支援施設のニーズは高くなっていると思っていたのですが、以前は90%ぐらい入所していたのが、60%になっているということは、どういう背景なんでしょうか、わかる範囲で教えていただければと思います。
事務局	施設に入らせていただくこともございますけれども、公営住宅とか、民間住宅へ入居をしていただいているということでございまして、施設へ入所される方が少ない状況になっていると考えています。
杉原委員長	母子生活支援施設に入所しているのは、女性ばかりの世帯で、けっこう中で適応するのが難しい状況があったりして、自立できる能力がある人たちは、できるだけ早くそこから出ていきたいということで、出ていく志向性が強く、結果的に、母子生活支援施設の残っている方々というのは、能力的にも生活力に関しても多少問題を抱えておられる方たちになっており、入所率が北九州市の場合も下がっているという状況があります。
安部委員	実習の関係で、母子生活支援施設の方たちと話をしましたが、杉原先生が言われたように、確かに、夜遅く帰ったらだめだとか、仕事についてもある程度、規定があったりだとかで、嫌う方もけっこういらっしゃいます。もう一つは、3年で自立しなければいけないということで、自立の見込みのない人は、施設側が受け入れないのか、福祉事務所が措置しないのかわかりませんが、母子生活支援施設というのは、子どもに対しても、母親に対しても支援ができる施設形態ですので、活用していただければいいと思いますし、利用しない、ニーズがないのではなくて、ニーズはあるけれども、施設形態なり、運営方法が、時代に合っていないのであれば、見直すことも必要なのではないかなと思います。今日、回答していただかなくてもいいです。テーマ検討ということで考えていただければと思います。
事務局	ご指摘の部分は、状況をみていきたいと考えております。
杉原委員長	他にございませんか。
賀戸委員	資料No. 1の9ページで、特別養護老人ホームの入所申込者数が18,255名となっていますが、あちらの施設、こちらの施設というように、複数申し込んでいることもあるということでしょうか。だいたい何%ぐらいの方が、重複して申し込んでいるのか、情報があれば、教えてください。
事務局	この数字は、極力、そういったものを外しています。申し込まれている方は、一人で最大5~6箇所程度申し込まれている方がいらっしゃいます。そういった方を複数カウントしてしまうと入所申込者数がふくらんでしまいますので、可能な限り、データを寄せまして、この方とこの方は同じ方だというように、精査していったら18,255人となったところでございます。施設ごとに申し込まれている方が、A施設では100人、B施設では200人というところを、重複があったものを極力、外していったところでございます。
賀戸委員	重複して申し込んだ方は、外しているということですね。ありがとうございました。

杉原委員長	他にございませんか。
松永委員	平成27年度の障害者（児）福祉施設の整備方針について、資料No. 3の2(1)①、②、③に「整備を検討します」という文言が出ていますが、どういう整備をするのか、どんなところをやるのかということが、わかっただらご報告ください。
事務局	資料No. 3の2(1)①、②、③でございますが、文言として、「整備を検討します」という、抽象的な表現だと思いますが、実を言いますと、それぞれの施設につきましては、13障害者福祉圏域ごと、または市町村ごとの整備状況にはばらつきがございます。3ページにデータを掲げておりますけど、これは全圏域を一括して掲げておりますので、例えば、就労移行支援で言いますと見込量に対して進捗率が78%、72%という数字になっておりますけれども、それぞれの市町村においては、もう既に見込量を場合によっては上回るかたちで整備が進んでいる施設もありますし、この全体平均よりかなり下回っている圏域の状況があったり、ばらつきがあります。そういう意味で、それぞれの①、②、③、他の施設もそうですが、必ずしも全部、このカテゴリーの施設の整備を図っていくとは一概には言えませんので、それぞれの状況に応じて検討した上で、進めるエリア、進める事業については、進めていく、それから、具体的な整備方法としましては、それぞれの事業所が行うサービスについては、市町村がサービス利用決定権者ということに制度上なっておりますので、足りないサービスにつきましては、市町村等を通じて、サービス提供ができるような事業所に対して働きかけを行う、場合によっては、施設整備の補助と申しますか、予算等が必要なものについては、毎年度、予算の範囲内で、補助等を進めながら整備を図っていくところでございます。
松永委員	わかりました。
上村委員	今のことと関連するかと思いますが、資料No. 2の児童福祉施設について、学童クラブは、平成27年度から制度が変わる中で、3年生から6年生まで対象が拡大されます。施設整備については、先ほどのお答えと共通という認識をしてよろしいですか。
事務局	放課後児童クラブにつきましては、来年度から、子ども子育て支援新制度、児童福祉法の改正にもよりますので、現在、概ね10歳まで、小学校3年生までの利用を対象としておりますけれども、来年度から6年生まで、小学生の全児童が対象になります。市町村におきましては、現在も6年生までを対象として実施をされているところもありますし、定数に余裕がある場合に、4年生まで、5年生までを対応しているところと様々でございます。ただ、小学校3年生までしか対象としていない市町村もあることから、現在、新制度に向けた5カ年計画を各市町村が計画策定をするために、ニーズ調査を昨年度から実施しておりますので、それを取りまとめて、必要な量を5カ年計画に載せていく、県としましては、各市町村のニーズに応じた県の整備計画を策定してまいりますので、必要な量が出てまいりましたら、県としても対応していきたいと考えております。
上村委員	ありがとうございます。先ほどの話にもあったように、市町村によって、サービスにはばらつきがありますので、県で支えるということですが、ぜひ、お願いしたいと思っています。
杉原委員長	審議事項「平成27年度社会福祉施設等の整備方針について」は了承することとしてよろしいでしょうか。

	<p>ご異議はないようですので、審議事項「平成27年度社会福祉施設等の整備方針について」は了承することといたします。</p> <p>次に審議事項「専門分科会の決議を審議会の決議とする件について」を審議します。本件につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【資料No. 4に基づき説明】</p>
杉原委員長	<p>ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見があればお願いします。</p> <p>特にご意見がないようですので、了承することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>ご異議がないようですので、審議事項「専門分科会の決議を審議会の決議とする件について」は了承することといたします。</p> <p>その他の事項として、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>今後の会議の予定について、ご案内させていただきます。（以下略） 事務連絡は以上です。</p>
杉原委員長	<p>これをもって、会議を終了させていただきます。本日は、ありがとうございました。</p>